

平成22年12月21日

各 位

上場会社名 株式会社 デジタルデザイン
代表者名 代表取締役社長 寺井 和彦
(J A S D A Q : 銘柄コード 4764)
問い合わせ先 経営管理グループ長 佐藤 真由美
TEL : 06-6363-2322 (代)

勝訴判決の確定に関するお知らせ

当社は、平成22年8月3日付「上告に関するお知らせ」にて公表しておりました売買代金返還請求訴訟において、上告審として受理しないとの最高裁判所における決定（平成22年12月16日付）を受けましたので（平成22年12月20日受領）、下記のとおりお知らせいたします。

これにより、大阪高等裁判所における当社の全面勝訴の判決が確定いたしました。

記

1. 判決のあった裁判所及び年月日

最高裁判所 平成22年12月16日

2. 訴訟の提起から判決に至るまでの経緯

平成19年7月18日付「訴訟の提起に関するお知らせ」にて公表しておりますとおり、スカイピー・コム株式会社（以下、「スカイピー・コム社」）が、当社に対し売買契約の解除に基づく原状回復として売買代金の返還を請求していたものにつき、平成21年11月27日付で大阪地方裁判所より、当社がスカイピー・コム社に対して5億9,209万5,000円およびその遅延損害金を支払うことの判決を受けました。

当社は、第1審判決の是正を求めるため、大阪高等裁判所に控訴いたしました結果、平成22年7月14日付の第2審判決により、当社の主張が認められ、当社に支払義務はないとの勝訴判決を受けました。

当該判決につきまして、スカイピー・コム社が平成22年7月21日付で最高裁判所に上告および上告受理申立てを行いました。平成22年12月16日付で上告審として受理しないとの最高裁判所の決定があり（平成22年12月20日受領）、当社の勝訴が確定したものであります。

3. 上告および上告受理申立てをした者

- (1) 商 号：スカイピー・コム株式会社
- (2) 所 在 地：東京都港区港南四丁目1番6号
- (3) 代表者の氏名：代表取締役 金子 海

4. 当該訴訟の内容及び請求金額

(1) 訴訟の内容

スカイピー・コム社が売買契約の解除に基づく原状回復請求を当社に対して行った事案です。

(2) 請求金額

5億9,209万5,000円および遅延損害金

5. 決定の概要

- (1) 本件を上告審として受理しない。
- (2) 申立費用は申立人の負担とする。

6. 今後の見通しと業績に与える影響

最高裁判所において、上告審として受理しないとの決定が下されましたことにより、当社の主張が全面的に認められ、当社に支払義務はないとの大阪高等裁判所の勝訴判決が確定いたしました。

当社は平成21年11月27日の大阪地方裁判所における敗訴判決（第1審判決）を受けて、平成22年1月期決算以降、本件訴訟額592百万円および遅延損害金並びに訴訟費用として718百万円を訴訟損失引当金に計上しておりますが、本判決により、弁護士費用等を差し引いた全額を訴訟損失引当金戻入益として特別利益に計上する見込みであります。

以 上